

「子どもの貧困対策調査特別委員会」

説明資料

【所管事項説明】

- 1 学習支援と子どもの居場所づくりについて…………… 1
- 2 包括的な支援の在り方について…………… 4
- 3 就労支援について…………… 7

平成28年6月27日

1 学習支援と子どもの居場所づくりについて

「三重県子どもの貧困対策計画」で進める5つの支援のうち、「教育の支援」を中心に取組を進めています。

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援等を行っています。

【主な取組】

① 「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開

- ・ 地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする子どもたちに対して、「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。
(教育委員会)
- ・ 社会的な背景により多様な課題を抱える子どもたちに対する教育相談を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣し、教員と連携を図り、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行います。
(教育委員会)
- ・ 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情や学習意欲を高めるために、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動などに取り組む「子ども支援ネットワーク」の活動を促進します。
(教育委員会)
- ・ ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。
(健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会)
- ・ 地域住民等の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民等との交流活動等を行う「放課後子ども教室」への支援を行います。
(健康福祉部子ども・家庭局)

② 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・ 国の動向等をふまえ、多子世帯の負担軽減や低所得世帯の負担軽減など、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を推進します。
(健康福祉部子ども・家庭局)

③ 学校教育による学力保障

- ・ 「わかる授業」促進事業において、少人数教育に取り組む実践推進校に対して、

非常勤講師を配置するとともに、平成 28 年度からは新たに常勤職員を配置し、きめ細かく行き届いた教育を進めることにより、基本的な生活習慣の定着や学力の向上を図ります。
(教育委員会)

④ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 「生活保護法」では、「教育扶助」により、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学にかかる費用を支給するとともに、関係機関と連携し学習支援について推進します。
(健康福祉部)
- ・ 福祉の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校の要請に応じて派遣し、教員と連携を図り、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行います。
(教育委員会)

⑤ 高等学校等就学に対する教育機会の提供

- ・ 県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、市町村民税所得割の額が一定の金額未満の世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。
(教育委員会、環境生活部)
- ・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。
(教育委員会、環境生活部)
- ・ 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、修学奨学金を貸与します。
(教育委員会)
- ・ 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には「生活保護法」の「生業扶助（高等学校等就学費）」により、入学料、入学考査料等を支給します。
(健康福祉部)
- ・ ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に就学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。
(健康福祉部子ども・家庭局)

⑥ 特別支援教育に関する教育の支援

- ・ 特別支援学校に就学する子どもたちの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。
(教育委員会)

⑦ 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・ 低所得者世帯の子どもが、大学等に修学するために必要な授業料等資金について、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金（教育支援資金）による貸付を行います。
(健康福祉部)
- ・ ひとり親家庭の子どもが大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。
(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 大学等への進学により児童養護施設や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の

条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。
(健康福祉部子ども・家庭局)

⑧ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・ 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む。）の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行います。
(健康福祉部)
- ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、その拡大を図ります。
(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等の学習を支援します。
(健康福祉部子ども・家庭局)

⑨ 子どもの居場所の確保

- ・ 放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮世帯等への学習支援等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。
(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会、健康福祉部)
- ・ 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。
(健康福祉部子ども・家庭局、健康福祉部)

2 包括的な支援の在り方について

「三重県子どもの貧困対策計画」で進める5つの支援うち、「生活の支援」「経済的支援」「包括的かつ一元的な支援」を中心に取組を進めています。

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行うほか、各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

また、行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。

【主な取組】

(1) 生活の支援

① 保護者の生活支援

- ・ 三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の拡充を図り、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を進めます。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ ひとり親家庭等の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブを利用するひとり親家庭を支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)

② 子どもの生活支援

- ・ 児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設の下で安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 社会的養護を必要とする子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善

の利益が保障されることをめざし、平成 26 年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、施設の小規模化や里親委託率の向上等、家庭的養護の推進を図ります。
(健康福祉部子ども・家庭局)

- ・ 子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「少年相談 110 番」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。

(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会、三重県警察本部)

③ 子どもの自立支援

- ・ 自立援助ホームに入居する子ども等に対する就職活動等の自立支援を行うとともに、児童養護施設等を退所した子ども等が施設等に帰省した際の宿泊費用等の経費の補助をするなど、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します。また、児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子ども等に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。
(健康福祉部子ども・家庭局)

④ 住宅支援

- ・ 「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
(健康福祉部)
- ・ ひとり親家庭に対して住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付を行います。
(健康福祉部子ども・家庭局)

(2) 経済的支援

① 手当の支給等による支援

- ・ 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。
(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

② 養育費の確保に関する支援

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

(3) 包括的支援

① 行政内部の連携や行政、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築

- ・ 県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。

(健康福祉部子ども・家庭局)

② 相談機能の強化

- ・ 生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修や、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修を行います。

（健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局）

③ 子どもの貧困対策推進に向けた機運の醸成

- ・ 子どもの貧困に関する周知啓発等を行い、県、市町、学校、関係機関・団体、企業、そして県民が連携協働して子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。

（健康福祉部子ども・家庭局）

3 就労支援について

「三重県子どもの貧困対策計画」で進める5つの支援うち、「保護者に対する就労の支援」を中心に取組を進めています。

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および職業相談・紹介など、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

【主な取組】

① 親の就労支援

- ・ 「生活保護法」に基づき、生活保護受給者に対して、就労準備段階における支援、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる就労支援を行います。早期の自立が見込まれる者については、福祉事務所とハローワークとの連携により、就労支援チームを設置し、決定された支援方針に基づき、集中的な就労支援を行います。また、一定の条件を満たす者に、就労活動促進費や就労自立給付金を支給します。
(健康福祉部)
- ・ 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者に対して、一定の条件を満たす者に、就労準備段階から一般就労に向けた支援を行うとともに、就労が可能な者に対しては、自立相談支援事業による就労支援を実施します。早期の自立が見込まれる者については、自立相談支援事業を実施する機関とハローワークとの連携により、就労支援チームを設置し、決定された支援方針に基づき、集中的な就労支援を行います。
(健康福祉部)
- ・ ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、指定教育訓練講座受講費用の支給（自立支援教育訓練給付金）や修学期間中の経済的支援（高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業）を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、早期就労への支援を行います。
(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等や、子育て中の方の就労を支援するため、IT等に関するスキルアップを図るための職業訓練を実施します。
(雇用経済部)
- ・ 就労意欲を持つ女性に対し、キャリアカウンセリングを実施するとともに、女性向けセミナーおよび企業向けセミナーの開催、研修等により再就職を支援します。
(雇用経済部)
- ・ 三重労働局と三重県等で運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情

報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、幅広い就職支援メニューをワンストップで提供します。(雇用経済部)

② 親の学び直しの支援

- ・ ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)